

現年並みのその国民健康保険税、前年並みのということで予算を減額したのも、それも繰越金がやはりこういうふうに出て、これからも出てくる可能性があるという、4,000万円も減額していますので、前年度より、これは見込めたのではないかと思います。

そして、一般会計からの今、国保税が本当にもう高くて大変だという声が、もうこれが一番高い国保税払わなければならない税金の一つです。それを少しでも減額、負担を少なくする意味でも、やはり一般会計からも、一般会計でも6,000万円、当初の繰越金が補正して6,000万円補正して1億1,600万円、ここに出っていますが、副町長からは残が3億幾ら幾らというふうな報告もありました。これを是非一般会計から国保会計に繰り入れて負担を少なくする、これが最善の方法ではないかと思いますので私は反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 賛成の立場で討論をいたします。

国保会計に関しては、予算の立て方、もちろん前年度の実績を見ながらのこの予算の立て方だと思うわけです。ただ、医療費に関しては、その年、年によって様々なその事態があり、また、思った以上に多くかかってみたり、また、前年度のように思うほどかからなかったということもあるわけで、10億円を超える予算の中の3,000万円の繰り越しは、私は多いとは思いません。そういった意味で原案に賛成をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 私も原案に賛成の立場で討論をいたします。

今、松岡国保運営委員長がお話しいたしましたように、大変苦しい財政の中からはいろいろ工夫をしながら繰越金を見出しながら、こういった補正予算、被保険者の方々に税の負担を余り求めない形での補正で落ち着いたということで、私はむしろ良かったなという具合に敬意を表したいと思っております。

いずれこの後また医療費等については、大変一つの大きな病気があれば医療費は増していくわけでありますので、やはり健康堅持の健康教室とかそういった部面の方もですね、十分力を入れてやっていただいて、保険税を抑えるための努力をこれからも重ねていただければいいなという具合に思っておりますし、今回、今言ったように10億円ぐらいの予算の中での3,000万円の繰り越しというのは、決して多いわけではございませんし、健全な財政の中でのやりくりで原案が最もやりやすい方法じゃないかなという具合に思いますので、私は今回のこの補正予算は妥当だという具合に判断をし、賛成を

いたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。従って、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第73号、平成24年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 議案第73号、平成24年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明します。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12万1,000円を追加して、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ6億3,365万6,000円とするものです。

5ページをご覧ください。歳入です。

5款1項1目の繰越金、前年度繰越金2万円の補正です。

6款2項1目雑入、自動車共済金10万1,000円です。

6ページをご覧ください。歳出です。

1款1項1目の3節、4節については人件費になっております。11節の需用費の修繕料ですが、4月4日の暴風時に施設の見回りの時、車のドアが強風にあおられて損傷した修繕料です。歳入の雑入については、この自動車共済金です。

以上です。宜しく申し上げます。

○議長（須藤正人君） これより議案第73号について質疑を行います。質疑ありませんか。

9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 事務執行について若干お尋ねしたい点がありまして、質問したいと思いますが、先日、今日配付されていますが、建設工事に係る入札の結果表をいただいておりますけど、5月29日付けです。ね町から配水管の布設工事の発注に当たっては、土木工事B級以上の業者に今まで指名競争入札を実施してきたということであり

ますが、25年度からその配水管の布設工事については、水道の布設工事と判断した場合、2,000万円以上の工事については土木工事A・B級かつ水道施設工事A級の業者の発注とするという話というか発注の内容の通達というか文書が今手元にあるわけですが、これを見ますとですね、25年度からはAはもちろんいいんでしょうが、B級であっても水道工事のA級を取れば2,000万円以上の工事ができるというふうに受け取るわけですが、その前に聞きたいところはですね、じゃあ現在、B級で2,000万円以上の工事がまず一つ指名されているのかどうかということの一つ聞きたいと思います。

○議長（須藤正人君） 鈴木管財課長。

○管財課長（鈴木久明君） 指名につきましては、昨日ですか入札ありまして、2,000万円を超えた工事4件ありましたけれども、土木B級で水道の格付けA級を持っている業者にも指名しております。

○議長（須藤正人君） 9番山本優人君。

○9番（山本優人君） いや、ですからB級、今までB級でも指名対象してあったということですね。この私、文書持っているんですけども、管財が出した。ですから、B級であって2,000万円以上の工事の指名があったのかどうか、もしあったのに来年からは今度、水道のA級も取らないとだめですというふうにこの通達はなっているわけですね。その辺間違いありませんか。

○議長（須藤正人君） 鈴木管財課長。

○管財課長（鈴木久明君） 土木工事におきましては、2,000万円以上の工事につきましては土木A級、500万円から2,000万円までの工事につきましては土木B級ということで発注してきました。水道の工事につきましては、より安全な現場を求めるために、水道の格付けA級を持っている業者がもし土木B級の中にあれば、それを汲んで24年度は指名しております。

回答になっておりますでしょうか。大変失礼しました。過去にはありませんでした。

○議長（須藤正人君） 9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 過去になかったというのであれば、B級の2,000万円以上の実績はないと、水道に関してはないということですね。

それで、その水道施設工事のA級を取らなければならないようにした理由というものが何なんでしょうか。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。鈴木管財課長。

- 管財課長（鈴木久明君） 土木工事で公道下、いわゆる公の道路ですけれども、土木施工管理技士がおれば工事はできます。ただし、管の中に水が入っているそういう状態のものを手をかけるとした場合に、やはりある程度信頼のおける水道の格付けA級というものを取っている業者さんにおいては信頼性があるという判断でやっています。
- 議長（須藤正人君） 9番山本優人君。
- 9番（山本優人君） それは実績がなかったから何とも言えないでしょうが、支障がありそうだという前提でその水道のA級資格を持たなければならないということなわけですね。結局、そのA級というのは県の資格に基づいたA級というものなのか、町が判断してA級とするのか、その辺一点また確認したいと思います。
- 議長（須藤正人君） 鈴木管財課長。
- 管財課長（鈴木久明君） 水道の格付けA級につきましては、秋田県の格付けです。秋田県の格付けを準用しております。
- 議長（須藤正人君） 9番山本優人君。
- 9番（山本優人君） それでですね、今回この結果表を見ますと、2,000万円以上なわけですけれども、この中で土木のBを持ちながら水道管の施設工事Aを持っている業者がまず入ったわけですね、今回から。まずそれが一つですね。それから、Aクラスであれば、この水道の方のAはいらないという認識なのか、この2点まず確認したいと思えますけれども。
- 議長（須藤正人君） 鈴木管財課長。
- 管財課長（鈴木久明君） 先ほど申しましたように、これまで、平成23年度までは土木の工事業務さんが行って来ました。何回も申しますけれども、より安全性のある現場を求めるために、2,000万円を超える工事であっても土木B級業者にチャンスを与えますか、水道の格付けを持っていれば、それに加えた形で行うという形で指名審査会において協議しております。
- 議長（須藤正人君） 9番山本優人君。
- 9番（山本優人君） ここで、これ八峰管第41号の文書ですけれども、2,000万円以上の工事、これ25年度からです。25年度からについては土木工事A・Bかつ水道施設工事A級を持たなければならないわけですね。「かつ」ということは、両方だということだと思えます。
- 議長（須藤正人君） 鈴木管財課長。

○管財課長（鈴木久明君） そのとおりで、「かつ」は両方です。ただし、24年度におきましては、従来の型を踏襲しながら、水道の格付けを持っていない業者さんにおきましても、そういった申請を行うよう鋭意努力されますよということと通知しております。

○議長（須藤正人君） 9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 大体判ってきましたけども、そうすれば、今現在B級と言われる業者、数社あるかと思えますけども、その数社の業者が今度A級に取るための実績をつくらないとその級は取れないと思うわけですが、そのための今後のその例えば2,000万円以下の工事の発注予定というものがあるのかどうか。今回の結果表を見ると2,000万円以上なので、B級ではまず入札というかその指名の対象にもならないわけですよ。そうすれば、その実績づくりを、つくるチャンスすら与えられないままにですね、その資格条件が付与されていると、そういうことではおかしいのではないかなと。だとすれば、今後、この後も若干あるだろう予算の執行の際に、そのB級の発注比率というものが出てくるのかどうかということだわけですよ。

○議長（須藤正人君） 指名審査会長でもある伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） それでは、私の方から若干の補足といいますか、今までの経緯について若干説明したいと思います。

今、本当は水道、こういう簡易水道というのは、理想形というのは、本当はその土木の施工管理士を持ちながらその水道の布設管理の資格を持っている人がやるのが本当が一番好ましいと、これが理想形なわけです。ですから、今、県あたりもそういう指導をしているわけですけども、ただ、今まで八峰町の場合もほかの町村もそうですけども、このように地元が不景気な中で、できるだけその地元の業者に仕事を発注するというふうな状況の中で、要するに水道のその資格等を持っている業者だけとなると指名するだけの業者の数がいないというふうな形の中で、今まで2,000万円以下についてはB級の土木の資格を持っている人、それから2,000万円についてはAについて、A級ですね、県の資格を持っている人に発注してきたという経緯があります。そういう中で、やっぱり簡水の場合、やっぱりその人の水云々の記述となってくれば、もちろんその今の土木施工管理士というのは、要するに道路の下にやる場合には、やっぱりその資格も必要なわけですよ、公道の下ということ。それプラス要するに水道の今、管財課長言いましたように、水道の安全管理というふうな面からいけば、やっぱり水道管理の資格を持っている人もそのA級に入れていってもいいんじゃないかなと、そういう判断の中で、今、

指導としては、できるだけ今現在B級の人で2,000万円以下取っていますけども、まずできるだけその水道のA級の資格も取ってくださいと、そういう今指導しているわけです。ですから、あと今、今年発注するのも、2,000万円以下については、あえて今の水道のそのA級の資格なくても取れるようなシステムにしていますし、ただ、両方の資格を持っていれば、それは2,000万円以上の工事をやらせてもいいんじゃないかなと、土木のB級に格付けされていてもですね、施工管理士の資格も持っているし、水道のあれも持っているしということで、そういう中で、はっきりしゃべって、昔、当初、峰浜等は峰浜も八森もそうであったと思うんですけども、一番最初、簡水とかをやる時には、要するに地元でそういう資格ある人がいなかったもんですから大手のあれを入れてきてJVとかやった経緯あるんですけども、ただその中でその下にその下請けに地元の土建業者等が入った中でやってきて簡水もやれる技術も段々持ってきたと。そういう中で、ここずっとその土木の施工管理士持っていれば、まず公道の下の工事はいいんじゃないかなというふうなことでずっとやってきたんですけども、いずれ今また県の指導等でそういう上水道といいますか簡水みたいなそういうものについては、それプラスやっぱり水道の技術者を抱えたところにやるのが妥当じゃないかなというふうな見解の中で、うちの方の八峰町でも正式には25年度、来年度から、そういう資格を取ればですねB級であっても実績があつて水道のA級の資格を取れば、それはA級等の仕事を指名しますよと。今、たまたま今回、その土木のBも持っているし、もう既に水道のAを持っている業者もいたもんですから、じゃあその業者をいつから参入させるかというふうな形の中で、もう実際もう資格、そういうふうにちゃんと持っているとすれば、今現時点から入れても別に問題ないんじゃないかなということで指名審査会の中では総体の判断として今年からですね土木のBでありながら水道のAを持っている業者については、2,000万円以上のA級の仕事の方に格付けをして指名をして、今回入札した業者もいるという、そういうことでありますので、宜しくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） 休憩いたします。

午後 1時26分 休 憩

午後 1時31分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第74号、平成24年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 議案第74号、平成24年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について説明します。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ846万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億7,723万2,000円とするものです。

5ページをご覧ください。歳入です。

3款1項1目一般会計繰入金846万8,000円の減額です。

6ページをご覧ください。歳出です。

1款1項1目の一般管理費の2節と3節、4節の人件費の減額で846万8,000円ですが、これは4月の人事異動による人件費の減となっております。

以上です。

○議長(須藤正人君) これより議案第74号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第16、発議第7号、議会広報編集特別委員会の設置についてを議題とします。

朗読させます。嶋津議会事務局長。

○議会事務局長(嶋津宣美君) 別紙の発議の綴りをご覧ください。表紙が発議第7号になっています。

発議第7号

平成24年6月13日

八峰町議会議長 須藤正人様

提出者 八峰町議会議員 佐藤克實

賛成者 八峰町議会議員 門脇直樹

〃 〃 皆川鉄也

〃 〃 山本優人

〃 〃 芦崎達美

議会広報編集特別委員会の設置について

標記特別委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由でございます。

八峰町議会の広報の編集並びに発行等に当たる編集委員会を特別委員会とするためでございます。

○議長(須藤正人君) ただいま朗読のとおり、議会広報編集特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議会広報編集特別委員会については、設置することと決定いたしました。

日程第17、選任第1号、議会広報編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

ただいま設置された議会広報編集特別委員会の委員の選任については、八峰町議会広報発行規定第3条第2項の規定によって、議長から指名したいと思いますが、ご異議あ



りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認め、当席から指名いたします。

4番丸山あつ子さん、5番門脇直樹君、6番腰山良悦君、9番山本優人君、13番芦崎達美君、以上の5名を指名します。

暫時の間、休憩いたします。

午後 1時37分 休 憩

午後 1時37分 再 開

○議長(須藤正人君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第18、議会広報編集特別委員会委員長及び副委員長の互選の結果報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

議会広報編集特別委員会委員長には13番芦崎達美君、副委員長には9番山本優人君が互選されました。

日程第19、推薦第1号、農業委員の推薦についてを議題とします。

朗読させます。嶋津議会事務局長。

○議会事務局長(嶋津宣美君) 発議の綴りの一番最後のページをご覧ください。

推薦第1号

農業委員の推薦について

農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、下記の者を農業委員として推薦する。

平成24年6月13日提出

提出者	八峰町議会議員	門脇直樹
賛成者	八峰町議会議員	佐藤克實
〃	〃	柴田正高
〃	〃	腰山良悦
〃	〃	鈴木一彦

推薦者の名前です。

1番には佐々木清美さん、住所は、八峰町八森字浜田78番地2。昭和9年7月27日生

まれです。

二方目は、今井泰子さん、八峰町峰浜塙字塙66番地3です。昭和27年2月25日生まれです。

以上です。

○議長（須藤正人君） 議会推薦の農業委員は、ただいま朗読のとおり佐々木清美さん、今井泰子さんの2名を推薦したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議会推薦の農業委員は、佐々木清美さん、今井泰子さんの2名を推薦することに決定いたしました。

日程第20、請願第1号、八峰町分収造林条例の一部改正に関する請願を議題とします。内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、議会規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、請願第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。お諮りします。請願第1号について、採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、本案は採択することに決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、6月15日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

---

午後 1時41分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 須藤 正 人

同 署名議員 11番 阿 部 栄 悦

同 署名議員 12番 鈴 木 一 彦

同 署名議員 13番 芦 崎 達 美